

令和7年12月23日

第5回羽島市議会定例会議案
(追加)

目 次

報第12号	専決処分の報告について(専第12号訴えの提起について)…	3
議第98号	羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について.....	5
議第99号	令和7年度羽島市一般会計補正予算（第9号）	3 2
議第100号	令和7年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第3号）	6 2
議第101号	令和7年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）	6 7

報第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年12月23日提出

羽島市長 松井 聰

専第12号

訴えの提起について

訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和7年12月3日専決

羽島市長 松井 聰

市が行った給食費に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがあったため、給食費請求の訴えを提起する。

1 相手方

羽島市在住の個人2名

2 請求金額

金382, 980円

3 事件名

給食費請求事件

4 請求の内容

令和4年度から令和6年度までの未払給食費の合計

5 進行方針及び取扱い

(1) 本件に関する訴えの提起及び訴えの取り下げ

(2) 相手方の和解の申し入れがあり、履行が見込まれる場合は和解する。

和解の条件は、市長に一任する。

(3) 判決の結果、必要と認めたときは、控訴、上告する。

議第98号

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月23日提出

羽島市長 松井 聰

【提案理由】

国家公務員の一般職の職員の給与に係る令和7年8月人事院勧告を踏まえ、羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものである。

羽島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(羽島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 羽島市職員の給与に関する条例（昭和29年羽島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第4条の2 略	第4条の2 略
(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の（病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である）職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市の規則で定めるもの 月額 <u>417</u> , <u>600円</u>	(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の（病院、診療所等において医療業務に従事する医師及び歯科医師である）職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市の規則で定めるもの 月額 <u>416</u> , <u>600円</u>
(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市の規則で定めるもの 月額 <u>52,100円</u>	(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で市の規則で定めるもの 月額 <u>51,600円</u>
(3) 略	(3) 略
2及び3 略	2及び3 略
(通勤手当)	(通勤手当)
第10条の3 略	第10条の3 略
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
2 略	2 略
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
ア及びイ 略	ア及びイ 略
ウ 使用距離が片道10キロメート	ウ 使用距離が片道10キロメート

ル以上15キロメートル未満である職員 7, 300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13, 500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16, 600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22, 800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25, 900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29, 100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32, 300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35, 500円

ル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29, 800円

<p>ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 <u>38,700</u> 円</p> <p>(3) 略</p> <p>3~6 略 (期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には 100 分の 1</u> 25 (行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。以下「特定管理職員」という。) にあっては 100 分の 10 5) <u>12月に支給する場合には 10</u> <u>0 分の 127.5 (特定管理職員にあっては、100 分の 107.5)</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 10</p>	<p>ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 <u>31,600</u> 円</p> <p>(3) 略</p> <p>3~6 略 (期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100 分の 1</u> 25 (行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの (これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。以下「特定管理職員」という。) にあっては 100 分の 10 5) _____ <u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 10</p>
---	--

5」とあるのは「100分の60」と、
「100分の127.5」とあるのは
「100分の72.5」と、「100
分の107.5」とあるのは「100
分の62.5」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第21条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短
時間勤務職員以外の職員 当該職員
の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ
ぞれその基準日現在（退職し、又は
死亡した職員にあっては、退職し、
又は死亡した日現在。次項において
同じ。）において受けるべき扶養手
当の月額を加算した額に、6月に支
給する場合には100分の105
(特定管理職員にあっては、100
分の125)、12月に支給する場
合には100分の107.5 (特定
管理職員にあっては、100分の1
27.5) を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短
時間勤務職員 当該定年前再任用短
時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、
6月に支給する場合には100分の
50 (特定管理職員にあっては、1
00分の60)、12月に支給する
場合には100分の52.5 (特定

5」とあるのは「100分の60」と、

_____する。

4及び5 略

(勤勉手当)

第21条 略

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短
時間勤務職員以外の職員 当該職員
の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ
ぞれその基準日現在（退職し、又は
死亡した職員にあっては、退職し、
又は死亡した日現在。次項において
同じ。）において受けるべき扶養手
当の月額を加算した額に、100分の105

(特定管理職員にあっては、100
分の125) _____

_____を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短
時間勤務職員 当該定年前再任用短
時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、
100分の
50 (特定管理職員にあっては、1
00分の60) _____

<u>管理職員にあっては、100分の6</u> <u>2.5) を乗じて得た額の総額</u> 3～5 略	_____を乗じて得た額の総額 3～5 略
--	--------------------------

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

ア 行政職給料表(1)

(単位 円)

職員 の 区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年 前再任用 短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	

51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,300
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,600
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,800
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	428,100
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,400
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	428,700
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	428,900
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	429,200
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	429,500
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	429,800
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	430,000
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	430,200
86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300	430,500
87	266,500	306,100	356,100	397,400	409,600	430,800
88	266,800	306,400	356,500	397,800	409,800	431,000
89	267,100	306,700	356,700	398,100	410,000	431,300
90	267,400	307,000	357,100	398,600	410,300	431,600
91	267,700	307,300	357,500	399,000	410,600	431,800
92	268,000	307,600	357,900	399,400	410,800	432,000
93	268,300	307,800	358,100	399,700	411,000	432,200
94		308,000	358,400	400,200	411,300	432,500
95		308,300	358,800	400,600	411,600	432,800
96		308,700	359,100	401,000	411,800	433,000
97		308,900	359,400	401,300	412,000	433,200
98		309,200	359,800	401,800	412,300	433,400
99		309,500	360,200	402,200	412,600	433,700
100		309,900	360,600	402,600	412,800	433,900
101		310,100	361,100	402,900	413,000	434,100
102		310,400	361,500	403,400	413,300	434,400
103		310,700	361,900	403,800	413,600	434,700
104		311,000	362,300	404,200	413,800	434,900
105		311,200	362,800	404,500	414,000	435,100
106		311,500	363,200	405,000	414,300	

		311,800	363,500	405,400	414,600		
107		312,100	363,800	405,800	414,800		
108		312,300	364,200	406,100	415,000		
109		312,600		406,600	415,300		
110		313,000		407,000	415,600		
111		313,300		407,400	415,800		
112		313,500		407,700	416,000		
113		313,700		408,200	416,300		
114		314,000		408,600	416,600		
115		314,400		409,000	416,800		
116		314,600		409,300	417,000		
117		314,800					
118		315,100					
119		315,400					
120		315,700					
121		315,900					
122		316,200					
123		316,500					
124		316,800					
125							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900
							374,800

備考 この表は、行政職給料表(2)及び医療職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

(単位 円)

職員 の 区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年以前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	198,200	240,400	260,400
	2	199,900	241,200	261,300
	3	201,600	242,000	262,200
	4	203,300	242,700	263,100
	5	205,000	243,400	264,100
	6	206,700	244,100	265,000
	7	208,300	244,900	266,000
	8	209,900	245,600	266,900
	9	211,500	246,400	267,800
	10	213,000	247,100	268,600
	11	214,500	247,800	269,300
	12	215,900	248,400	269,700
	13	217,300	249,100	270,300
	14	218,800	249,500	270,700
	15	220,300	250,000	271,100
	16	221,800	250,400	271,500
	17	223,200	250,900	271,900
	18	224,600	251,300	272,400
	19	226,000	251,800	272,900
	20	227,400	252,200	273,500
	21	228,800	252,500	274,200
	22	229,800	252,800	274,800
	23	230,900	253,100	275,400
	24	232,000	253,400	276,200
	25	233,000	253,900	277,000
	26	233,800	254,400	277,700
	27	234,700	254,800	278,200
	28	235,500	255,300	278,900
	29	236,400	255,800	279,700
	30	237,200	256,300	280,400
	31	238,000	256,700	281,100
	32	238,800	257,100	281,700
	33	239,600	257,400	282,400
	34	240,100	257,900	283,100
	35	240,600	258,400	283,800
	36	241,100	258,800	284,400
	37	241,700	259,200	285,000
	38	242,200	259,700	285,700
	39	242,700	260,100	286,300
	40	243,200	260,500	286,800
	41	243,700	260,900	287,200
	42	244,000	261,300	287,700
	43	244,300	261,800	288,100
	44	244,700	262,100	288,500
	45	245,100	262,400	289,000
	46	245,500	262,800	289,500
	47	245,900	263,200	290,000
	48	246,300	263,500	290,300
	49	246,600	263,900	290,700
	50	246,900	264,300	291,100
	51	247,200	264,600	291,500
	52	247,500	264,900	292,000

53	247,700	265,300	292,300	
54	248,000	265,600	292,700	
55	248,300	265,900	293,200	
56	248,600	266,300	293,700	
57	248,800	266,600	294,100	
58	249,100	266,900	294,700	
59	249,400	267,200	295,200	
60	249,600	267,500	295,800	
61	249,800	267,800	296,400	
62	250,100	268,100	296,900	
63	250,400	268,400	297,500	
64	250,600	268,700	298,000	
65	250,800	268,900	298,500	
66	251,100	269,200	299,000	
67	251,400	269,500	299,500	
68	251,600	269,700	300,000	
69	251,800	269,900	300,400	
70	252,100	270,200	300,800	
71	252,400	270,500	301,200	
72	252,600	270,700	301,600	
73	252,800	270,900	302,000	
74	253,100	271,200	302,300	
75	253,400	271,500	302,700	
76	253,600	271,700	303,100	
77	253,800	271,900	303,500	
78	254,100	272,200	303,900	
79	254,400	272,500	304,300	
80	254,600	272,700	304,700	
81	254,800	272,900	305,000	
82	255,100	273,200	305,500	
83	255,300	273,500	305,900	
84	255,600	273,700	306,400	
85	255,800	273,900	306,700	
86	256,000	274,100	307,200	
87	256,300	274,400	307,700	
88	256,600	274,700	308,000	
89	256,800	274,900	308,400	
90	257,100	275,100	308,900	
91	257,400	275,400	309,400	
92	257,600	275,600	309,900	
93	257,800	275,900	310,200	
94	258,100	276,200	310,600	
95	258,400	276,500	311,000	
96	258,600	276,700	311,500	
97	258,800	276,900	311,900	
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	
101	259,800	277,900	313,200	
102	260,100	278,100	313,600	
103	260,400	278,400	313,900	
104	260,600	278,700	314,300	
105	260,800	278,900	314,600	
106		279,100	315,000	
107		279,400	315,400	
108		279,600	315,600	

			279,900	315,800
109			280,200	316,100
110			280,500	316,400
111			280,700	316,600
112			280,900	316,800
113			281,200	317,100
114			281,400	317,400
115			281,600	317,600
116			281,900	317,800
117			282,200	318,100
118			282,500	318,400
119			282,700	318,600
120			282,900	318,800
121			283,100	319,100
122			283,400	319,400
123			283,700	319,600
124			283,900	319,800
125			284,100	320,100
126			284,400	320,400
127			284,700	320,600
128			284,900	320,800
129			285,100	
130			285,400	
131			285,700	
132			285,900	
133			286,100	
134			286,400	
135			286,700	
136			286,900	
137				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		206,200	217,300	235,900

備考 この表は、単純な労務に雇用される職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

ア 医療職給料表(1)

(単位 円)

職員 の 区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
前	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
再任	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
用短	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
時間勤務	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
職員以外の職員	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		
	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		

		414,000	488,700	544,200		
51		414,400	489,300	545,100		
52		414,800	489,900	546,000		
53		415,100	490,600	546,800		
54		415,400	491,200	547,700		
55		415,800	491,800	548,600		
56		416,100	492,100	549,400		
57		416,500	492,700	550,200		
58		416,800	493,300	551,000		
59		417,200	494,000	551,700		
60		417,600	494,400	552,500		
61		417,900	495,000	553,400		
62		418,200	495,700	554,300		
63		418,500	496,400	555,200		
64		418,800	496,800	556,000		
65			497,400	556,900		
66			498,000	557,800		
67			498,500	558,700		
68			499,000	559,500		
69			499,500	560,400		
70			500,000	561,300		
71			500,500	562,200		
72			500,900	563,000		
73			501,400			
74			501,800			
75			502,200			
76			502,700			
77			503,300			
78			503,800			
79			504,200			
80			504,700			
81			505,300			
82			505,900			
83			506,400			
84			506,900			
85						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

(単位 円)

職員 の 区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
定年以前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	

53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
78	265,000	301,000	338,100	359,700		
79	265,300	301,200	338,500	359,900		
80	265,500	301,500	339,000	360,200		
81	265,700	301,800	339,500	360,700		
82	266,000	302,000	339,800	361,000		
83	266,300	302,300	340,000	361,300		
84	266,500	302,600	340,300	361,600		
85	266,700	302,800	340,700	362,000		
86		303,000	341,100	362,300		
87		303,200	341,400	362,600		
88		303,400	341,700	362,900		
89		303,800	342,000	363,300		
90		304,000	342,200	363,600		
91		304,200	342,600	363,800		
92		304,400	342,900	364,100		
93		304,800	343,100	364,400		
94		305,000	343,400	364,800		
95		305,200	343,700	365,200		
96		305,500	343,900	365,600		
97		305,800	344,100	366,100		
98		306,000	344,400	366,500		
99		306,200	344,700	366,900		
100		306,500	344,900	367,300		
101		306,800	345,100	367,800		
102		307,000	345,300			
103		307,200	345,700			
104		307,500	345,900			
105		307,800	346,100			
106			346,400			
107			346,800			
108			347,200			
109			347,400			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000

備考 この表は、市民病院に勤務する薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、臨床検査技師、視能訓練士、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士及び管理栄養士である職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

(単位 円)

職員 の 区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300

55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300		
90	297,700	326,500	363,400	381,800		
91	298,200	327,500	364,000	382,100		
92	298,700	328,500	364,600	382,400		
93	299,200	329,300	365,000	383,000		
94	299,600	330,000	365,400	383,500		
95	300,100	330,700	365,900	384,000		
96	300,700	331,300	366,300	384,500		
97	301,300	331,800	366,800	385,100		
98	301,800	332,100	367,200	385,600		
99	302,300	332,600	367,700	386,100		
100	302,800	333,200	368,100	386,500		
101	303,200	333,600	368,400	387,100		
102	303,700	334,100	368,900	387,600		
103	304,100	334,700	369,200	388,100		
104	304,500	335,200	369,500	388,600		
105	304,900	335,600	369,900	389,200		
106	305,300	336,100	370,400	389,600		
107	305,700	336,600	370,900	390,100		
108	306,000	337,100	371,400	390,600		
109	306,200	337,500	371,900	391,200		
110	306,500	337,800	372,400	391,600		
111	306,700	338,100	372,900	392,100		
112	307,000	338,400	373,300	392,600		
113	307,300	338,700	373,700	393,200		

114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	
122	309,700	341,200		
123	310,000	341,500		
124	310,300	341,800		
125	310,500	342,000		
126	310,700	342,300		
127	311,000	342,600		
128	311,400	342,800		
129	311,600	343,000		
130	311,900	343,200		
131	312,200	343,500		
132	312,600	343,700		
133	312,800	344,000		
134	313,100	344,400		
135	313,400	344,800		
136	313,700	345,200		
137	313,900	345,500		
138	314,200	345,900		
139	314,500	346,300		
140	314,800	346,700		
141	315,000	347,000		
142	315,300	347,400		
143	315,700	347,700		
144	316,000	348,100		
145	316,200	348,400		
146	316,400	348,800		
147	316,700	349,200		
148	317,000	349,600		
149	317,200	349,900		
150	317,400	350,300		
151	317,700	350,700		
152	318,000	351,100		
153	318,400	351,400		
154	318,600			
155	318,800			
156	319,100			
157	319,400			
158	319,700			
159	320,000			
160	320,300			
161	320,700			
162	321,000			
163	321,300			
164	321,600			
165	322,000			
166	322,300			
167	322,600			
168	322,900			
169	323,300			

定年 前再 任時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

(羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和41年羽島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の230、</u> <u>12月に支給する場合には100分の235</u>を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に_____ _____100分の230_____ _____を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

(羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年羽島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第19条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び羽島市一般職の任期付職員の</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第19条第1項、第20条第2項及び第21条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び羽島市一般職の任期付職員の</p>

採用等に関する条例（平成20年羽島市条例第5号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第19条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

別表第2（第8条関係）

一般任期付職員給料表

ア 行政職(1)

号給	給料月額（円）
1	200,300
2	227,800

採用等に関する条例（平成20年羽島市条例第5号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第19条第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と_____

_____、給与条例第21条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と_____

_____する。

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

別表第2（第8条関係）

一般任期付職員給料表

ア 行政職(1)

号給	給料月額（円）
1	192,000
2	219,500

3	269, 500
4	290, 100
5	305, 700
6	331, 900
7	374, 800

イ 行政職(2)

号給	給料月額 (円)
1	206, 200
2	217, 300
3	235, 900

ウ 医療職(1)

号給	給料月額 (円)
1	312, 900
2	356, 500
3	412, 800
4	488, 500
5	590, 500

エ 医療職(2)

号給	給料月額 (円)
1	201, 300
2	227, 900
3	257, 300
4	271, 300
5	297, 800
6	340, 000
7	383, 400

オ 医療職(3)

号給	給料月額 (円)
1	248, 800

3	260, 000
4	279, 700
5	294, 900
6	320, 600
7	362, 700

イ 行政職(2)

号給	給料月額 (円)
1	197, 900
2	209, 000
3	227, 500

ウ 医療職(1)

号給	給料月額 (円)
1	301, 700
2	344, 400
3	399, 500
4	473, 300
5	573, 800

エ 医療職(2)

号給	給料月額 (円)
1	193, 000
2	219, 600
3	248, 100
4	261, 700
5	287, 300
6	328, 400
7	371, 000

オ 医療職(3)

号給	給料月額 (円)
1	239, 700

<u>2</u>	<u>269, 700</u>	<u>2</u>	<u>260, 200</u>
<u>3</u>	<u>277, 300</u>	<u>3</u>	<u>267, 500</u>
<u>4</u>	<u>288, 100</u>	<u>4</u>	<u>277, 900</u>
<u>5</u>	<u>305, 100</u>	<u>5</u>	<u>294, 300</u>
<u>6</u>	<u>343, 600</u>	<u>6</u>	<u>331, 900</u>

(羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 羽島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年羽島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第13条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の100」と、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の100」と読み替えるものとする。</u>	第13条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の100」と_____読み替えるものとする。
2及び3 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)	2及び3 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)
第23条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が少ない者として市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）につ	第23条 給与条例第20条から第20条の3までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が少ない者として市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）につ

いて準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の100」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の100」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

いて準用する。この場合において、給与条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の100」と_____、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

第2条 第1条の規定による改正後の羽島市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の羽島市常勤の特別職職員の給与に関する条例（以下「常勤特別職の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の羽島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の羽島市会計年度任用職

員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第2条の規定による改正前の常勤特別職の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第4条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の常勤特別職の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員の給与条例の規定による給与の内扱とみなす。

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議第99号

令和7年度羽島市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度羽島市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325, 674千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28, 766, 024千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年12月23日提出

羽島市長 松井 聰

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金		4, 978, 955	230, 540	5, 209, 495
	2国庫補助金	839, 423	230, 540	1, 069, 963
17 寄附金		506, 863	10	506, 873
	1寄附金	506, 863	10	506, 873
18 繰入金		1, 589, 010	95, 124	1, 684, 134
	2基金繰入金	1, 583, 009	95, 124	1, 678, 133
歳入合計		28, 440, 350	325, 674	28, 766, 024

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		198, 876	△407	198, 469
	1 議会費	198, 876	△407	198, 469
2 総務費		4, 091, 006	55, 180	4, 146, 186
	1 総務管理費	3, 469, 482	24, 553	3, 494, 035
	2 徴税費	307, 491	17, 710	325, 201
	3 戸籍住民基本台帳費	225, 630	12, 322	237, 952
	4 選挙費	43, 390	342	43, 732
	5 統計調査費	27, 377	45	27, 422
	6 監査委員費	17, 636	208	17, 844
3 民生費		11, 592, 249	247, 530	11, 839, 779
	1 社会福祉費	6, 461, 567	7, 732	6, 469, 299
	2 児童福祉費	4, 135, 684	226, 396	4, 362, 080
	3 生活保護費	994, 888	13, 402	1, 008, 290
4 衛生費		3, 799, 298	8, 616	3, 807, 914
	1 保健衛生費	1, 663, 300	9, 088	1, 672, 388
	2 清掃費	2, 135, 998	△472	2, 135, 526
5 農林水産業費		399, 691	△19, 981	379, 710
	1 農業費	391, 109	△19, 981	371, 128
6 商工費		152, 724	△1, 041	151, 683
	1 商工費	152, 724	△1, 041	151, 683

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 土木費		2, 319, 647	1, 427	2, 321, 074
	1 土木管理費	65, 022	△4, 171	60, 851
	2 道路橋りょう費	1, 056, 183	9, 483	1, 065, 666
	4 都市計画費	1, 111, 394	△3, 885	1, 107, 509
8 消防費		1, 122, 941	16, 662	1, 139, 603
	1 消防費	1, 122, 941	16, 662	1, 139, 603
9 教育費		2, 618, 669	17, 688	2, 636, 357
	1 教育総務費	485, 415	9, 650	495, 065
	5 幼稚園費	73, 232	243	73, 475
	6 社会教育費	438, 567	5, 647	444, 214
	7 保健体育費	1, 096, 609	2, 148	1, 098, 757
歳出合計		28, 440, 350	325, 674	28, 766, 024

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	583,447	17,361	600,808	1 総務管理費補助金	17,361	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 17,361(既決 378,185)
2 民生費国庫補助金	128,345	213,179	341,524	2 児童福祉費補助金	213,179	物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 206,540(既決 0) 物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 6,639(既決 0)
計	839,423	230,540	1,069,963			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 民生費寄附金	50	10	60	1 社会福祉費寄附金	10	福祉費寄附金 10(既決 50)
計	506,863	10	506,873			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	1,583,009	95,124	1,678,133	1 財政調整基金繰入金	95,124	財政調整基金繰入金 95,124(既決 886,344)
計	1,583,009	95,124	1,678,133			

2 歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 議会費	198,876	△407	198,469				△407	2 紙料 一般職給	343 343	議員報酬等 430(既決 149,575) △837(既決 34,491)
								3 職員手当等 議員期末手 当 扶養手当 時間外勤務 手当	△750 430 36 △1,216	職員人件費
計	198,876	△407	198,469				△407			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	1,113,248	24,072	1,137,320				24,072	1 報酬 会計年度任 用職員報酬 (時給)	11,090 11,090	会計年度任用職員報酬等 11,093(既決 202,931) 特別職人件費 2(既決 57,541) 職員人件費 12,977(既決 812,743)
								2 紙料 一般職給	4,217 4,217	
								3 職員手当等 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務 手当 宿日直手当 管理職手当 児童手当	2,953 246 213 2 513 74 1,645 260	
								4 共済費	5,809	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								公務災害補償基金負担金 退職手当組合負担金	207 5,602	
								8 旅費 費用弁償	3 3	
4 会計管理費	18,816	17	18,833				17	1 報酬 会計年度任用職員報酬(時給)	17 17	会計管理事務経費 17(既決 18,816)
11 交通安全対策費	67,493	464	67,957				464	1 報酬 会計年度任用職員報酬(月給) 8 旅費 費用弁償	427 427 37 37	会計年度任用職員報酬等 464(既決 12,831)
計	3,469,482	24,553	3,494,035				24,553			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 税務総務費	194,103	17,710	211,813				17,710	1 報酬 会計年度任用職員報酬(時給) 2 紙料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 住居手当	6 6 10,720 10,720 5,525 △136 △128	職員人件費 税務総務事務経費 17,704(既決 151,792) 6(既決 6,811)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								通勤手当 時間外勤務 手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	313 3,143 499 1,132 1,182 △480	
								4 共済費 職員共済組合負担金	1,459 1,459	
計	307,491	17,710	325,201				17,710			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸籍住民基 本台帳費	225,630	12,322	237,952				12,322	1 報酬 会計年度任 用職員報酬 (月給)	427 427	職員人件費 11,895(既決 88,262) 個人番号カード交付等事務 427(既決 20,462)
								2 紙料 一般職給	6,976 6,976	
								3 職員手当等 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務 手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	4,024 289 △248 81 407 748 1,302 1,305 140	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
							4 共済費 職員共済組合負担金		895 895	
計	225,630	12,322	237,952				12,322			

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 選挙管理委員会費	8,524	342	8,866				342	2 紙料 一般職給	108 108	職員人件費 342(既決 6,861)
								3 職員手当等 期末手当 勤勉手当	47 32 15	
								4 共済費 職員共済組合負担金	187 187	
計	43,390	342	43,732				342			

(款) 2 総務費

(項) 5 統計調査費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 指定統計調査費	27,377	45	27,422				45	1 報酬 会計年度任用職員報酬 (月給)	45 45	国勢調査費 45(既決 27,185)
計	27,377	45	27,422				45			

(款) 2 総務費

(項) 6 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 監査委員費	17,636	208	17,844				208	3 職員手当等 通勤手当 時間外勤務 手当 管理職手当	286 64 120 102	職員人件費 208(既決 15,881)
計	17,636	208	17,844				208	4 共済費 職員共済組合負担金	△78 △78	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉総務費	1,829,857	5,561	1,835,418	6,621			△1,060	2 給料 一般職給	△340 △340	職員人件費 △1,990(既決 160,644)
								3 職員手当等 扶養手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	△652 318 △596 △191 249 158 △625 35	介護保険特別会計繰出金 930(既決 927,199) 物価高騰対策支援事業（介護事業所関連） 3,990(既決 0) 物価高騰対策支援事業（障害福祉関連） 2,631(既決 0)
								4 共済費 職員共済組合負担金	△998 △998	
								10 需用費 消耗品費	4 4	
								11 役務費 通信運搬費	47 34	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								手数料	13	
								18 負担金・補助及び交付金	6,570	
								交付金	6,570	
								27 繰出金	930	
3 障害者福祉費	68,593	0	68,593			10	△10			障害児福祉対策事業 (既決 10,631)
5 国民年金費	33,574	2,032	35,606				2,032	1 報酬 会計年度任用職員報酬(時給)	135 135	職員人件費 1,897(既決 29,734) 国民年金事務経費 135(既決 3,840)
								2 納付 一般職給	359 359	
								3 職員手当等 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	1,538 △225 289 1,313 110 51	
6 老人福祉費	83,991	54	84,045				54	1 報酬 会計年度任用職員報酬(月給)	54 54	会計年度任用職員報酬等 54(既決 5,847)
11 生活困窮者自立支援費	7,863	85	7,948				85	1 報酬 会計年度任用職員報酬(月給)	80 80	生活困窮者自立支援事業 85(既決 7,863)
								8 旅費 費用弁償	5 5	
計	6,461,567	7,732	6,469,299	6,621		10	1,101			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉総務費	139,001	5,271	144,272				5,271	2 紙料 一般職給	2,018 2,018	職員人件費 5,271(既決 91,374)
								3 職員手当等 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	3,450 308 74 1,717 806 645 △100	
								4 共済費 職員共済組合負担金	△197 △197	
2 児童福祉対策費	202,072	6,262	208,334				6,262	1 報酬 会計年度任用職員報酬(時給)	6,262 6,262	放課後児童健全育成事業 6,262(既決 111,258)
3 保育所等運営費	2,028,658	1,684	2,030,342	1,684				11 役務費 手数料	4 4	保育施設等給付金支給事業 1,684(既決 0)
								18 負担金・補助及び交付金 交付金	1,680 1,680	
4 児童手当等費	1,491,121	213,179	1,704,300	213,179				3 職員手当等 時間外勤務手当	312 312	物価高対応子育て応援手当支給事業 213,179(既決 0)
								10 需用費 消耗品費 印刷製本費	286 58 228	
								11 役務費 通信運搬費 手数料	2,661 1,016 1,645	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								12 委託料	3,380	
								18 負担金・補助及び交付金 補助金	206,540 206,540	
計	4,135,684	226,396	4,362,080	214,863			11,533			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護総務費	88,130	13,402	101,532				13,402	2 紙料 一般職給	7,993 7,993	職員人件費 13,402(既決 79,477)
								3 職員手当等 扶養手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	4,209 122 252 79 767 102 1,466 1,241 180	
								4 共済費 職員共済組合負担金	1,200 1,200	
計	994,888	13,402	1,008,290				13,402			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生総務費	115,148	9,757	124,905	9,056			701	2 紙料 一般職給	2,741	職員人件費 701(既決 89,664) 医療機関等給付金支給事業 9,056(既決 0)
									2,741	
								3 職員手当等 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	△1,612 47 5 △1,481 338 79 △600	
									△1,481	
								4 共済費 職員共済組合負担金	△428 △428	
									△428	
								11 役務費 通信運搬費 手数料	56 36 20	
									56	
									36	
								18 負担金・補助及び交付金 交付金	20 9,000	
									9,000	
2 母子衛生費	120,401	14	120,415				14	8 旅費 費用弁償	14 14	母子保健事業 14(既決 10,911)
5 環境総務費	75,291	△816	74,475				△816		127 127	
								2 紙料 一般職給 3 職員手当等 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	127 △854 △246 24 △712 40 40	職員人件費 △816(既決 12,695)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								4 共済費 職員共済組合負担金	△89 △89	
6 斎場費	67,092	133	67,225				133	1 報酬 会計年度任用職員報酬 (月給)	92 92	会計年度任用職員報酬等 133(既決 6,385)
								3 職員手当等 期末手当 勤勉手当	41 27 14	
計	1,663,300	9,088	1,672,388	9,056			32			

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 清掃総務費	539,208	△472	538,736				△472	1 報酬 会計年度任用職員報酬 (月給)	225 225	会計年度任用職員報酬等 225(既決 7,073) 職員人件費 △697(既決 120,823)
								2 紙料 一般職給	93 93	
								3 職員手当等 扶養手当 通勤手当 時間外勤務 手当 管理職手当 期末手当 児童手当	△356 180 △47 521 △1,161 306 △155	
								4 共済費	△434	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								職員共済組合負担金	△434	
計	2,135,998	△472	2,135,526				△472			

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 農業委員会費	27,526	△19,602	7,924				△19,602	2 紙料 一般職給	△9,720 △9,720	職員人件費 △19,602(既決 19,602)
								3 職員手当等 扶養手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	△6,513 △726 △179 △56 △748 △2,222 △2,102 △480	
								4 共済費 職員共済組合負担金	△3,369 △3,369	
2 農業総務費	66,804	4,359	71,163				4,359	2 紙料 一般職給	1,426 1,426	職員人件費 4,359(既決 63,101)
								3 職員手当等 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	2,613 △268 △336 △74 2,937 178 161	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								児童手当	15	
								4 共済費 職員共済組合負担金	320 320	
3 農業振興費	19,785	296	20,081				296	1 報酬 会計年度任用職員報酬(月給)	216 216	水田営農推進事業 296(既決 11,976)
								3 職員手当等 期末手当 勤勉手当	69 36 33	
								4 共済費 社会保険料	9 9	
								8 旅費 費用弁償	2 2	
4 畜産業費	21,832	△5,879	15,953				△5,879	2 紙料 一般職給	△4,786 △4,786	職員人件費 △5,879(既決 19,635)
								3 職員手当等 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当	△281 △180 △120 △36 1,153 △43 △475 △580	
								4 共済費 職員共済組合負担金	△812 △812	
5 地域農政推進対策事業費	10,928	76	11,004				76	1 報酬	108	農地中間管理事業 76(既決 3,357)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6 土地改良費	173,755	357	174,112				357	会計年度任用職員報酬(月給) 3 職員手当等 時間外勤務手当 2 紙料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 勤勉手当 児童手当 4 共済費 職員共済組合負担金	108 △32 △32 △973 △973 1,526 213 218 △1 447 △101 750 △196 △196	職員人件費 357(既決 24,128)
8 桑原排水機管理費	10,286	412	10,698				412	1 報酬 会計年度任用職員報酬(月給) 3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 8 旅費 費用弁償	312 312 98 52 46 2 2	会計年度任用職員報酬等 412(既決 9,835)
計	391,109	△19,981	371,128				△19,981			

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 商工総務費	49,929	△1,041	48,888				△1,041	3 職員手当等 時間外勤務 手当	△1,041 △1,041	職員人件費 △1,041(既決 48,319)
計	152,724	△1,041	151,683				△1,041			

(款) 7 土木費

(項) 1 土木管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 土木総務費	65,022	△4,171	60,851				△4,171	2 給料 一般職給	△1,505 △1,505	職員人件費 △4,171(既決 38,226)
								3 職員手当等 時間外勤務 手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	△2,024 △1,132 △340 △282 △270	
計	65,022	△4,171	60,851				△4,171	4 共済費 職員共済組合負担金	△642 △642	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 道路橋りよ う総務費	31,016	899	31,915				899	2 給料 一般職給	438 438	職員人件費 899(既決 30,805)
								3 職員手当等 扶養手当	461 △181	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								時間外勤務手当	380	
								期末手当	98	
								勤勉手当	264	
								児童手当	△100	
3 道路新設改良費	740,233	8,584	748,817				8,584	2 紙料 一般職給	6,369 6,369	職員人件費 8,584(既決 37,862)
								3 職員手当等 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	1,145 156 168 265 △590 732 614 △200	
								4 共済費 職員共済組合負担金	1,070 1,070	
計	1,056,183	9,483	1,065,666				9,483			

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 都市計画総務費	85,930	△3,885	82,045				△3,885	2 紙料 一般職給	△4,527 △4,527	職員人件費 △3,885(既決 85,032)
								3 職員手当等 扶養手当 住居手当 通勤手当	1,685 333 157 4	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								時間外勤務手当	1,421	
								期末手当	△359	
								勤勉手当	△351	
								児童手当	480	
							4 共済費	△1,043		
							職員共済組合負担金	△1,043		
計	1,111,394	△3,885	1,107,509				△3,885			

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 常備消防費	728,271	16,662	744,933				16,662	2 紙料	11,218	職員人件費 16,662(既決 666,945)
								一般職給	11,218	
								3 職員手当等	5,619	
								扶養手当	1	
								住居手当	991	
								通勤手当	△8	
								時間外勤務手当	899	
								管理職員特別勤務手当	198	
								夜間勤務手当	25	
								管理職手当	△267	
								期末手当	2,500	
								勤勉手当	1,790	
								児童手当	△510	
							4 共済費	△175		

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								職員共済組合負担金 社会保険料	△441 266	
計	1,122,941	16,662	1,139,603				16,662			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 事務局費	182,583	4,613	187,196				4,613	1 報酬 会計年度任用職員報酬 (月給) 2 納料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務 手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 4 共済費 職員共済組合負担金	108 108 4,217 4,217 453 △768 292 1 △158 998 888 △800 △165 △165	会計年度任用職員報酬等 教育長人件費 職員人件費 142(既決 4,432) 39(既決 13,485) 4,432(既決 163,492)	
3 教育振興費	136,661	1,174	137,835				1,174	1 報酬 会計年度任用職員報酬 (時給) 4 共済費	1,128 1,128 46	体験的な活動推進事業 スクールサポートスタッフ事業 46(既決 27,167) 405(既決 7,299)	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								社会保険料	46 羽島子ども応援サポーター事業 723(既決 57,498)	
4 教育研究・研修推進費	11,089	1,965	13,054				1,965	1 報酬 会計年度任用職員報酬 (月給) 会計年度任用職員報酬 (時給) 3 職員手当等 期末手当 勤勉手当 8 旅費 費用弁償	289 216 73 1,652 806 846 24 24	教育研究・研修事務経費 1,965(既決 11,089)
5 教育支援センター費	153,139	1,898	155,037				1,898	1 報酬 会計年度任用職員報酬 (月給)	1,898 1,898	教育支援センター事務経費 1,898(既決 54,342)
計	485,415	9,650	495,065				9,650			

(款) 9 教育費

(項) 5 幼稚園費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 西部幼稚園費	73,232	243	73,475				243	1 報酬 会計年度任用職員報酬 (月給) 2 紙料 一般職給 3 職員手当等 通勤手当	424 424 △281 △281 367 △27	会計年度任用職員報酬等 424(既決 13,460) 職員人件費 △181(既決 42,830)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	73,232	243	73,475				243			

(款) 9 教育費

(項) 6 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会教育総務費	75,323	5,587	80,910				5,587	1 報酬 会計年度任用職員報酬 (月給)	101 101	
								2 納入 一般職給	4,428 4,428	
								3 職員手当等 扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	838 △258 615 134 △1,064 △499 1,152 618 140	
									職員人件費 社会教育推進事業	
									5,451(既決 68,348) 136(既決 2,965)	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								4 共済費 職員共済組合負担金 社会保険料	220 216 4	
3 文化振興費	24,829	113	24,942				113	1 報酬 会計年度任用職員報酬(時給)	113 113	竹鼻町屋ギャラリー施設運営管理費 113(既決 19,926)
7 図書館費	105,134	△53	105,081				△53	2 紙料 一般職給 3 職員手当等 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 4 共済費 職員共済組合負担金	61 61 97 150 △118 198 △59 △74 △211 △211	職員人件費 △53(既決 36,233)
計	438,567	5,647	444,214				5,647			

(款) 9 教育費

(項) 7 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健体育総務費	126,558	1,849	128,407				1,849	2 紙料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 通勤手当	617 617 1,232 166 56	職員人件費 1,849(既決 48,339)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5 給食センタ 一費	924,001	299	924,300				299	時間外勤務 手当	△223	
								管理職手当	499	
								期末手当	157	
								勤勉手当	427	
								児童手当	150	
計	1,096,609	2,148	1,098,757				2,148	1 報酬 会計年度任 用職員報酬 (時給)	94 94	会計年度任用職員報酬等 △41(既決 71,741) 職員人件費 340(既決 41,297)
								2 納料 一般職給	573 573	
								3 職員手当等 通勤手当	△358 4	
								時間外勤務 手当	△203	
								期末手当	41	
								児童手当	△200	
								4 共済費 職員共済組 合負担金	△51 △51	
								8 旅費 費用弁償	41 41	

給与費明細書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円)	調整手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長等	4	—	35,650	16,439	—	—	136	52,225	18,842	71,067	
	議員	18	85,961	—	39,970	—	—	—	125,931	24,074	150,005	
	その他の特別職	1,806	89,501	—	—	—	—	—	89,501	—	89,501	
	計	1,828	175,462	35,650	56,409	—	—	136	267,657	42,916	310,573	
補正前	長等	4	—	35,650	16,400	—	—	134	52,184	18,842	71,026	
	議員	18	85,961	—	39,540	—	—	—	125,501	24,074	149,575	
	その他の特別職	1,806	89,501	—	—	—	—	—	89,501	—	89,501	
	計	1,828	175,462	35,650	55,940	—	—	134	267,186	42,916	310,102	
比較	長等	—	—	—	39	—	—	2	41	—	41	
	議員	—	—	—	430	—	—	—	430	—	430	
	その他の特別職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	計	—	—	—	469	—	—	2	471	—	471	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	931	576,960	1,510,280	1,062,671	3,149,911	784,238	3,934,149	
補正前	927	553,309	1,467,370	1,035,630	3,056,309	782,385	3,838,694	
比較	4	23,651	42,910	27,041	93,602	1,853	95,455	

職員手当 の内訳	区分 (千円)	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	43,127	19,639	19,349	17,436	147,526	1,157	2,112	7,020	62,170	386,413	356,722
	補正前	43,404	18,486	18,506	17,208	138,072	1,083	1,914	6,995	61,543	377,556	350,863
	比較	△ 277	1,153	843	228	9,454	74	198	25	627	8,857	5,859

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	42,910	給与改定に伴う増減分	52,403	
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	△ 9,493	
職員手当	27,041	制度改正に伴う増減分	304	通勤手当の見直しによる増加
		その他の増減分	26,737	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	392	—	1,510,280	961,974	2,472,254	708,355	3,180,609	
補 正 前	388	—	1,467,370	936,682	2,404,052	706,561	3,110,613	
比 較	4	—	42,910	25,292	68,202	1,794	69,996	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分 (千円)	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務	時 間 外	宿 日 直	管 理 職 員	夜 間 勤 務	管 理 職	期 末 手 当	勤 勉 手 当
		手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	特 別 勤 務	手 当	手 当	手 当	手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補 正 後	43,127	19,639	19,349	17,436	147,246	1,157	2,112	7,020	62,170	337,413	305,305	
補 正 前	43,404	18,486	18,506	17,208	137,616	1,083	1,914	6,995	61,543	329,511	300,416	
比 較	△ 277	1,153	843	228	9,630	74	198	25	627	7,902	4,889	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	539	576,960	—	100,697	677,657	75,883	753,540	
補正前	539	553,309	—	98,948	652,257	75,824	728,081	
比較	0	23,651	—	1,749	25,400	59	25,459	

職員手当 の内訳	区分	時間外	期末手当	勤勉手当	
		勤務手当 (千円)	(千円)	(千円)	
	補正後	280	49,000	51,417	
	補正前	456	48,045	50,447	
	比較	△ 176	955	970	

議第100号

令和7年度羽島市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度羽島市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,702,504千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年12月23日提出

羽島市長 松井聰

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繩 入 金		1, 177, 923	930	1, 178, 853
	1 繩 入 金	1, 177, 923	930	1, 178, 853
歳 入 合	計	6, 701, 574	930	6, 702, 504

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		59, 405	930	60, 335
	3 認定審査費	38, 412	930	39, 342
歳出合計		6, 701, 574	930	6, 702, 504

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 8 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 一般会計繰入金	927, 199	930	928, 129	4 事務費繰入金	930	事務費繰入金	930(既決 57, 020)
計	1, 177, 923	930	1, 178, 853				

2 歳出

(款) 1 総務費

(項) 3 認定審査費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 認定調査費	38,412	930	39,342			930	18 負担金・補助及び交付金 負担金	930	930	市・郡二町介護認定審査会事業特別会計負担金 930(既決 19,044)
計	38,412	930	39,342			930				

議第101号

令和7年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度羽島市・羽島郡二町介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,694千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入
歳出それぞれ36,390千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年12月23日提出

羽島市長 松井 聰

第1表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1分担金及び負担金		34,695	1,694	36,389
	1分担金	34,695	1,694	36,389
歳入合計		34,696	1,694	36,390

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1介護認定審査会事業費		34,036	1,694	35,730
	1介護認定審査会事業費	34,036	1,694	35,730
歳出合計		34,696	1,694	36,390

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 分担金	34,695	1,694	36,389	1 分担金	1,694	認定審査会分担金	1,694(既決 34,695)
計	34,695	1,694	36,389				

2 歳出

(款) 1 介護認定審査会事業費

(項) 1 介護認定審査会事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 事業費	34,036	1,694	35,730			1,694			職員人件費 1,694(既決 11,877)	
2 紙料				2 紙料		1,333				
				一般職給		1,333				
3 職員手当等				3 職員手当等		139				
				扶養手当		34				
				通勤手当		37				
				期末手当		26				
				勤勉手当		22				
				児童手当		20				
4 共済費				4 共済費		222				
				職員共済組合負担金		222				
計	34,036	1,694	35,730			1,694				

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	5	3,165	8,151	3,124	14,440	2,276	16,716	
補正前	5	3,165	6,818	3,005	12,988	2,054	15,042	
比較	0	0	1,333	119	1,452	222	1,674	

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	34	0	138	—	26	—	—	—	—	1,590	1,336
	補正前	0	0	101	—	26	—	—	—	—	1,564	1,314
	比較	34	0	37	—	0	—	—	—	—	26	22

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給料	1,333	給与改定に伴う増減分	251	
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	1,082	
職員手当	119	制度改正に伴う増減分	2	通勤手当の見直しによる増加
		その他の増減分	117	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	2	—	8,151	3,124	11,275	2,276	13,551	
補正前	2	—	6,818	3,005	9,823	2,054	11,877	
比較	0	—	1,333	119	1,452	222	1,674	

職員手当 の内訳	区分 (千円)	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
		扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	宿直手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
補正後	34	0	138	—	26	—	—	—	—	—	1,590	1,336
補正前	0	0	101	—	26	—	—	—	—	—	1,564	1,314
比較	34	0	37	—	0	—	—	—	—	—	26	22

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3	3,165	—	—	3,165	—	3,165	
補正前	3	3,165	—	—	3,165	—	3,165	
比較	0	0	—	—	0	—	0	